

# 幕下以下行司の房色——青か黒

根 間 弘 海\*

## 1. 目的<sup>1</sup>

本稿の目的は、昭和以降、幕下以下行司の房色は、黒か青であったと主張することである。すなわち、階級に関係なく、黒房と青房の中から自由に選択し、いずれかを使っていた。それを裏づけるのに、行司の「自伝」や行司の雑誌対談などで、どの房色を実際に使っていたかを調べる。ときには、協会員がかかわっている文献で房色について述べていることも活用する。つまり、当事者が直接語っている房色を主な資料としている。これまでの研究では、行司以外の人々が書いた文献も活用したため、その真偽が必ずしもわからなかった。混在する記述のうち、どれが事実在即しているのか、判断が難しかった。軍配を直に使用していた行司が直接語っている房色であれば、それが真実に近いことは確かである。

ついでに、昭和以前の軍配房についても、次のことを主張する。

- (1) 大正10年1月年以降も黒房か青房であった。すなわち、「自由選択」だった。その証拠は『大相撲夏場所号』（大正10年5月）の式守与太夫・他筆「行司さん物語—紫総になる迄」である。
- (2) 明治43年5月から大正9年までも黒房か青房だった可能性があ

---

\*専修大学名誉教授

る。「区分け」をする文献と「自由選択」（「黒房のみ」とする文献が混在するが、大正10年1月以降の「自由選択」の使用から、それ以前も「自由選択」だったと推測する。しかし、どちらかを裏づける確実な証拠がないことも確かである。

- (3) 明治44年6月10日の『時事新報』に幕下以下は階級によって房色の使い分けがあると記述されているが、それは事実と合致しない可能性がある。「区分け」をする文献と「自由選択」をする文献が混在するが、どちらかを裏づける確実な証拠はない。たとえ新聞記事が事実と即していたとしても、その実施は短期間だったことは間違いない。少なくとも大正10年1月以前には「自由選択」になっている。

なお、幕下以下の房色に関しては、以前にも拙著で扱っている。

- (1) 『大相撲行司の伝統と変化』（2010）の第5章「幕下格以下行司の階級色」  
 (2) 『大相撲行司の房色と賞罰』（2016）の第4章「行司の黒房と青房」

本稿との関わりで言えば、(1)では階級によって房色の使い分けが決まっていたとしているが、(2)では(1)と異なり、階級による房の色の使い分けはなかったとしている。詳しいことは、それぞれの拙著に当たることを勧める。本稿はその延長線上にある。大きく異なるのは、本稿では行司の視点から幕下以下の房色を見直していることである。その視点から調べると、房色は階級に関係なく、黒房と青房の中からいずれかを自由に選択したいという結論に至る。

説明の便宜上、幕下行司の房色に関し、次の三つに分けることにする。

これは『大相撲行司の房色と賞罰』（2016）に提示されているものほとんど同じである。少し違うのは、「黒房のみ」をさらに補足説明してある。

- (1) 区分け：階級によって青房と黒房の使用が決まっていた。

区分けには二通りある。一つは、幕下は青房で、三段目以下は黒房とするものである。これは大正10年頃までの文献でよく見られる<sup>2</sup>。もう一つは、幕下と三段目は青房で、序二段以下は黒房とするものである。これは昭和期の文献でよく見られる。

- (2) 自由選択：階級に関係なく青房と黒房のいずれかを使用した。

現在は自由選択である。すなわち、黒房と青房のいずれかを使用する。現在、行司はほとんどすべて青房である。

- (3) 黒房のみ：階級に関係なく黒房を使用した。これは二つに再区分される。

(a) 明治43年5月まで房色は黒だけだった。それ以前の文献で「黒房」とあれば、文字通り「黒房」である。

(b) 明治43年5月に青房が導入され、黒房とともに、いずれかを使用できたが、青房も含み「黒房」で代表する。したがって、明治43年5月以降であれば、「黒房」は黒房だけでなく、「青房」も含むことになる。

青色の導入は明治43年5月に明確になっているが、それ以前は黒房が使用されていた。そのため、青房が導入され、黒房と青房のいずれかであっても、「黒房」を使用するというのがよく文献では記されている<sup>3</sup>。実際は、青房が優勢であったが、「黒房」として記述する文献も少なくない。そのため、明治43年5月以降の文献で「黒房のみ」と記述したある場合、事実上は「自由選択」であったと解釈してよい。実際、大正10年以降、青房が圧倒的に多く使用されている。しかも明治44年以降、「黒のみ」は「区

分け」と共にいつも混在している。しかし、本稿では行司以外の人が「黒のみ」としてある文献は、基本的に検討の対象外にしている。行司が直にかかわっている文献に焦点を当て、その文献で房色についてどのように語られているかを調べている。

## 2. 元・行司の軍配房

- (1) 昭和5年5月、三木愛花著『国技角力通』（四六書院）<sup>4</sup>

「(本足袋の：本稿補足) 次を足袋格と言ひ、十両力士に当たり、青白の交じり房を用ひ、その以下は黒房を用いるのである。」(p.138)

幕下以下は階級に関係なく、「黒房のみ」である。この「黒房」は、実際は「青房」も含んでいる。

- (2) 昭和5年12月、大ノ里萬助著『相撲の話』（誠文堂）

「黒糸格式 これは所謂行司の1年生であつて、力士の前角力、本中、序の口、序二段、三段目、十両を除いた幕下に相当するもので、黒糸の総を軍配につけてある。」(p.54)

大ノ里は元力士（大関）である。行司ではなかったが、行司の房色については直に見ていることから、その記述は正しいに違いない。著書は口述筆記によるものかもしれない<sup>5</sup>。

- (3) 昭和7年、上田元胤著・出羽海樞之助校閲『相撲早わかり』（大日本素襖協会公認・国技書院）の「三。行司」

「黒糸格 力士の幕下以下に相当し、行司としては練習期に属する。」(p.40)

著者は行司でないが、見開きに「財団法人大日本相撲協会 出羽海樞之助校閲」とある。本の内容に関し、出羽海樞之助本人が直に関与したかは不明だが、校閲したことは確かであろう。

(4) 昭和10年4月、小泉葵南著『昭和相撲便覧』（野崎書房）

「これは所謂行司の1年生であって、力士の前角力、本中、序ノ口、序二段、三段目、すなわち十両を除いた幕下に相当するもので、黒糸の縵を軍配につけている。」(p. 39)

この表現は大ノ里萬助著『相撲の話』とよく似ている。どちらかの著者がそのまま活用しているかもしれない。小泉葵南著『お相撲さん物語』（泰山堂、大正7年1月、p. 227）では房色は「区分け」だとしていることから<sup>6</sup>、同一著者で考えが変わったに違いない。これに関しては、のちほど扱う。

(5) 昭和14年、『国技相撲』（大日本相撲協会編）の「軍配の紐色と階級」  
「（紐の色と衣装の菊綴の色は同一）黒は、前相撲から、幕下（十両を除く。）まで相当する。跣足である。青白は十両に相当し、（後略）」  
(p. 40)

相撲協会が直接かかわっていることから、公式な見解とみなして差し支えない。つまり、房色は「自由選択」だった。「黒糸」となっているが、それは「青房」も含意する記述法である。

(6) 昭和16年、藤島秀光著『力士時代の思い出』（国民体力協会）の「行司の規制」(pp. 86-90)

「（前略）幕下以下は何色を使用してもいいが、前述した房の色（十

両以上の房色：本稿補足）は留色と言って使用することを禁止されている。」(p. 87)<sup>7</sup>

十両以上（つまり有資格者）が使用する房色以外であれば、どの色でもよいことになっているが、それが事実在即していたのかどうか不明。実際には、伝統的に黒房か青色だった<sup>8</sup>。有資格者の房色を「留色」とし、幕下以下の房色はそれ以外であればよいとする文献は他に見たことがない。たとえあったとしても、ほんのわずかであろう。

- (7) 昭和17年、『国技勸進相撲』（言霊書房）の「行司の階級」（pp. 54-5）  
「序ノ口、序二段、三段目、幕下の行司は土俵上素足で、青色と黒色の房を使用いたします。」(p. 55)

松翁は昭和15年3月に亡くなっているが、昭和15年以前の軍配房の状況を正確に述べている。その頃まで、幕下以下行司の房色は「区分け」ではなく、青か黒の「自由選択」であった。

- (8) 昭和18年12月、『相撲と野球』の「行司の階級」  
「序ノ口、序二段、三段目、幕下格の行司は土俵上素足で、青色と黒色の房を使用している。」(p. 40)

青色と黒色が「自由選択」なのか、「区分け」なのか、明確でないが、文脈から「自由選択」だと捉えるのが自然である。「区分け」であったなら、その区別を明確にしていたはずだ。十両格以上の房色や履物などは正確に記してある。

- (9) 昭和19年11月、『体育週報』の「鍛える豆行司対談」（pp. 16-8）

この記事では、序二段格の式守松男と式守良太郎が司会者と対談している。

「松男 行司は全体で50人くらいいますが、幕下以下みんな緑房（青房：本稿注）です。」(p.17)<sup>9</sup>

幕下以下は階級に関係なく、緑房と語っている。「緑房」は実質的に「青房」と同じである<sup>10</sup>。当時、「黒房」でもよかったが、それを使用する行司はいなかったかもしれない。いずれにしても、「青房」と「黒房」から「自由選択」していた。

(10) 昭和19年1月号、『大相撲春場所読物号』（体育週報）の「行司道一よもやま話」（pp.16-8）

「木村善太郎（幕内格）—行司の階級についてちょっと説明すると、五階級に分かれていて、豆行司すなわち取的連中の行司（幕下以下の行司：本稿補足）は黒糸格式と言って、黒房の軍配で素足です。その上が、青白の房と称して青と白との糸で織り交ぜた軍配を持ち、土俵上初めて足袋を許されるので一名格足袋という。(後略)」(p.16)

『体育週報』の発行は19年1月だが、18年末のことを語っていると言っ  
て差し支えない。式守伊之助（のちの22代木村庄之助も対談に加わっている  
ので、善太郎が語っている房色に賛同しているに違いない。もし賛同し  
ていなければ、直ちに訂正するはずだ。22代木村庄之助（対談の式守伊之  
助）はのちに、『行司と呼出し』（昭和32年）を著し、その中で幕下以下の  
房色には「区分け」があったと述べている<sup>11</sup>。

### 3. 27代木村庄之助

昭和25年9月、27代木村庄之助が十兩に昇格したときの話。岩崎友太郎著『土俵の周辺』（白水社、2015）に言及されている。

「十兩になれば、装束は変わる。（中略）軍配の房もそれまでの単なる黒い房から青白房に変わる。それに何より、これまで十数年も素足で土俵上に上がっていたのが、白足袋を履くことを許された。（後略）」  
(p.41)

27代木村庄之助は昭和11年1月に初土俵を踏んでいるので、当時も「区分け」はなかったと推測できる。本人が初土俵から黒房を使っていないことから、昭和11年当時も区分けはなかったことになる。

自叙伝『ハッケヨイ残った』（東京出版局、1994）の「幕下から十兩へ」（pp.72-4）に「（前略）幕下以下は青か黒房で、素足で土俵にあがることから“はだし行司”とも呼ばれています。」（p.53）とある。これは本の出版当時のことを述べているのか、それまでもそうだったのか、必ずしも確かでない。

24代・25代・26代木村庄之助が幕下時代、どの房色を使用していたかを知りたくて、資料を探したが、残念ながら見つからなかった<sup>12</sup>。これらの行司が初土俵を踏んだのが、明治44年5月から大正11年1月になっている。幕下以下の房色が階級によって「区分け」されていると記述した「時事新報」は明治44年6月10日である。その真偽を見きわめるには、これらの行司が初土俵の頃、どの房色だったかがわかれば、解決は簡単である。もし三段目までに青色を使っていたならば、「区分け」はなかったことになる。「黒房」だったなら、幕下に昇進したとき、「青房」に変わったかを調べ

ばよい。

#### 4. 29代木村庄之助

29代木村庄之助は初土俵を昭和20年1月に踏み、昭和38年1月に十両に昇進している。幕下時代、どの房色を使用していたか、手紙でお尋ねした。親方は体調を崩していたため、あえてお手紙で次のような質問をした<sup>13</sup>。

親方が十両になる前の房色について教えてください。次のうち、どれだったのでしょうか。

- (1) 入門から序二段まで黒房、三段目と幕下は青房だったのでしょうか。
- (2) それとも、階級に関係なく、黒房か青房を使っていたのでしょうか。

親方：「私は入門から青房を使っていた。私の時代は全員幕下以下は青房です。」

当時、黒房は序二段まで、三段目と幕下は青房というように、区別がありましたか。それとも、そのような区別なく、黒でも青でも自由に使っていましたか。

実は、文献によって意見が二つに分かれています。

- (1) 序ノ口までは黒房、三段目と幕下は青房だった。

親方：「そのような区別はなかった。」

- (2) 幕下以下は階級に関係なく、黒でも青でもよかった。

親方：「黒は使っていません。」

親方のお手紙にあるように、親方は初土俵から十両に昇進するまでずっと青房を使用している。このことから「区分け」がなかったことは明確である。

## 5. 22代木村庄之助著『行司と呼出し』

昭和32年、22代木村庄之助著『行司と呼出し』（ベースボール・マガジン社、昭和32年）の「行司の格と型」（pp. 66-8）

「幕下までは土俵上素足で、序ノ口、序二段は黒房、三段目、幕下は青房で区別されるが、現在は黒房はほとんど使われていない。」(p. 66)

これにはいくつか問題がある。先にも触れたように、昭和19年式守伊之助（のちの22代木村庄之助）は雑誌対談で、幕下以下行司の房色は「自由選択」だと語っている。ところが、昭和32年の自伝『行司と呼出し』では「区分け」をしていると語っている。これをどう解釈すればよいだろうか。これに関して、本稿では次のように解釈している。

他の資料などを考慮すれば、前者が正しい。つまり、「区分け」はなかった。では、後者はどうなのか。これは、22代木村庄之助が直に語ったものでなく、口述筆記者が補足説明を加えたに違いない<sup>14</sup>。昭和30年5月には、相撲規則の中で幕下行司の房色は、「自由選択」として明記されている。それを、最高位の木村庄之助が無視するはずがない<sup>15</sup>。

昭和以前から、文献によって「区分け」だったとする文献が「自由選択」と共に混在していた。口述筆記者は「区分け」が正しいと思っていたに違いない。その知識を生かして、行司の房色をまとめていたとき、補足したに違いない。22代木村庄之助は階級によって行司の房色が違うことは語っ

たが、筆記者は幕下以下の房色に関して新たに説明を加えたのである。本稿では、そのように解釈している。

これまで昭和30年以前の文献で、行司が直接かかわっている文献を中心に取り扱ってきたが、昭和以降、幕下以下の房色は階級に関係なく「自由選択」だったことがわかった。行司が「自由選択」だと語っているにもかかわらず、行司以外の人物が著した文献では「区分け」がよく見られる。これはすべて、事実を確認せずに間違っただけの思い込みで著したものである。

## 6. 区分けによる文献

昭和に入っても、軍配房は青か黒の「自由選択」だったにもかかわらず、「区分け」があったとする文献がいくつかある。その文献は拙著にも提示してあるが、昭和30年までの文献の中からいくつかを提示しておく。

- (1) 昭和4年1月、『春場所相撲号』の「行司の資格」(p.97)
- (2) 昭和16年、彦山光三著『相撲美開眼』(六興商会出版部, p.75)
- (3) 昭和17年12月、加藤進著『相撲』(愛国新聞社出版部, p.173)
- (4) 昭和23年3月、『読売スポーツ』の「相撲鑑賞手引き」(p.60)
- (5) 昭和27年、彦山光三著『相撲読本』(河出書房, p.170)
- (6) 昭和29年10月、『相撲』の「行司の見分け方」(p.37)

昭和30年までに限定したのは、その年の5月に「審判規定第20条」で行司の房色と階級が明記されているからである。

この相撲規定が明記されてからも、「区分け」をしてある文献がいくつかある。そのような文献はすべて、房色に関し、事実と反することになる。

- (1) 昭和31年9月、『大相撲』の「相撲界の成り立ち」(pp.28-9)
- (2) 昭和40年9月、『大相撲』の「行司」(p.139)
- (3) 昭和52年、彦山光三著『相撲道綜鑑』(日本図書センター, pp.504-5)
- (4) 平成4年、窪寺紘一著『日本相撲大鑑』(新人物往来社, p.98)
- (5) 平成6年、新田一郎著『相撲の歴史』(山川出版社, p.231)

このような文献があることは驚きだが、幕下以下の房色に関しては以前出された本を参考に知識を得たからであろう。行司に直接確認することを怠ると、間違った記述がまかり通る危険性がある。私は自戒の念を込めて、実は、これを指摘している<sup>16</sup>。

## 7. 大正10年の「自由選択」

大正10年に行司自身が幕下以下の房色について述べた雑誌記事が出ている。これは「区分け」をしていないことから、少なくとも当時「区分け」はなかったことになる。それが正しいのであれば、それ以降もずっと「区分け」はなかった。これまで述べて来たように、昭和時代には「区分け」はなかった。

- 大正10年5月号、『夏場所相撲号』の式守与太夫・他筆「行司さん物語—紫綵を許される迄」(pp.103-5)  
「(前略)幕下までが緑房なのです、そうしてまた二、三年辛抱していますと幕下十五枚目と同じ資格の格足袋を許され、初めて土俵で足袋を穿くのです(後略)」

三段目以下の房色が明記されていないが、文脈から「青」だと推測でき

る。階級に区分けした房色があったなら、たぶんそれについてもきつと言及したに違いない。その頃までには青房が圧倒的に使用されていたに違いない。行司自身が房色について語っていることから、当時、幕下以下は「区分け」しない房色だったに違いない。

拙著『大相撲行司の伝統と変化』の第5章「幕下以下行司の階級色」では「区分け」を認めているが、これは間違った解釈だった。確かに三段目以下の房色については明確に述べられていないが、「幕下までが緑房なのです」はその階級まではすべて「緑房」であることを示唆している。これについては、拙著『大相撲行司の松翁と四本柱の四色』の第4章「行司の黒房と青房」で修正してある。

## 8. 大正10年以前

大正10年以前には、行司自身が幕下以下の房色について直に語っている文献が非常に少ない。もし「区分け」が確かにあったとすれば、「自由選択」になったのは明治43年5月から大正10年までのあいだであることは確かだ。それでは、いつ頃、「自由選択」になったのだろうか。大正10年以前の文献を調べたところ、大正7年に「区分け」について述べたものがある。これから推測すると、「自由選択」は、大正6年以前ということになる<sup>17</sup>。大正7年1月発行であれば、その前年までに原稿はまとめてあったに違いない。

- 大正7年1月、水谷武編・出羽之海谷右衛門述『最近相撲図解』（東京 岡崎屋書店、p.135）

「黒糸格 これが最も初歩の格で、軍扇にはすべて黒糸の総が付いている。前相撲、本中、序の口、序二段、三段目、幕下に相当するもので、内輪にはその順序がちゃんとある。しかしいずれも

素足で黒総だから、この内での区別は一見したところではわからない。」(p.139)

この書は明らかに口述筆記によるが、出羽海右谷衛門は理事長を務めた元・力士である。幕下以下が一様に「黒房」としているのは、間違いないはずだ。それが正しい判断だとすれば、少なくとも大正6年頃にはすでに幕下以下行司の房色は「自由選択」だったことになる。したがって、その後、「区分け」があったとする文献は、事実を正しく記述していないことになる。そのような文献をいくつか示す。

- (1) 大正7年1月、小泉葵南著『お相撲さん物語』(泰山堂, p.227)
- (2) 大正9年1月、『春場所相撲号』の「行司になるには、呼出しになるには一行司の階級」(p.48)
- (3) 大正10年5月、『春場所相撲号』(武俠世界)の「行司の階級」(p.98)<sup>18</sup>
- (4) 昭和4年1月、『春場所相撲号』の「行司の資格」(p.97)

小泉葵南著『お相撲さん物語』(泰山堂, 大正7年1月, p.227)では「区分け」だとしているが、同一著者の『昭和相撲便覧』(野崎書房, 昭和10年5月, p.39)では「自由選択」だとしている。これに関しては、次のように解釈している。

同一著者でも考え方は研究を進めているうちに変化することがある。小泉氏も最初は「区分け」だと思っていたが、のちに「自由選択」だということに気がついたに違いない。最初は、おそらく、先人の著書などを読み、実際の行司の軍配房を確認せず、そのまま受け入れていたかもしれない。ところが、他にも「自由選択」の記述した文献があることから、事実確認をし、考えを変えたのであろう。なぜ考えを変えるようになったかは、も

ちろん、本人しかわからないが、事実の確認をしたことは確かなはずだ。この変化は、軍配房の事実確認にとっては貴重である。

もちろん、大正7年から昭和10年のあいだに房の使用に変化があったとする見方もありうるが、その見方は正しくないであろう。大正10年以降、「自由選択」だったことを示す証拠があるし、それ以前でも「自由選択」だった可能性が大いにありうるからである。このことから、大正7年当時、房色は「自由選択」だったとしてよい。

## 9. 明治43年5月から大正7年まで

明治43年5月に行司装束の改正が行われたが、そのとき装束の飾り紐と房色は一致することになった。

### (1) 明治43年5月31日、『中央新聞』の「行司の服装改正」

「(前略)(服装の：本稿補足) 名称は鎧下直垂と言ひ、地質は横麻龍門(足袋以上の行司)、または綿織堅縞(足袋以下行司)、露紐(全体の飾り紐)は紫色、緋色、紅白色、青白色(足袋以上)、または黒色(足袋以下)にて、軍扇の縹の色と同じ、(中略)。要するに、今までのごとく色にて階級を付け、紫色を第一位として緋、紅白、青白、黒と順次に格が下がるのなり。」

他の新聞もほとんど同じ内容である。

### (2) 『読売新聞』の「直垂姿の行司」／『二六新聞』の「行司服装の改正」／『時事新報』の「行司服装の改正」／『東京朝日新聞』の「行司の改正服」／『国民新聞』の「行司の服装更る」／『萬新聞』の「相撲だより」／『横浜貿易新聞』の「相撲行司鎧下直垂の改正服」

幕下以下の房色はどの新聞記事も「黒色」となっているが、『都新聞』（明治43年5月31日）には黒に加えて、「青色」の記述が見られる。

(3) 『都新聞』の「改正された行司の服装」

「(前略) 菊綴と綴紐の色で階級を分かち、紫は立行司、緋が草履、紅白と青白はともに足袋、行司足袋以下は黒、青である。(後略)。」

行司足袋以下の房は「黒、青」とあり、階級によって「使い分け」があるとは記述していない。文脈から「黒か青」と解釈するのが自然な読みである。すなわち、少なくとも明治43年5月の装束改正時には、幕下以下は階級に関係なく、黒房か青房のいずれかであった。

ところが、その翌年、階級による房色の使い分けがあるとする新聞記事がある。

(4) 明治44年6月10日、『時事新報』の「相撲風俗(8) 一行司」

「序ノ口から三段目までは一様に黒い房を用い、幕下は青、十両は青白、幕内は紅白と緋、大関格は紫白、横綱格は紫というように分類されている。」

この記事によれば、幕下は青房、三段目以下は黒房である<sup>19</sup>。明らかに、使い分けがされている。そのような「区分け」があったことを確実にするために、当時の他の新聞などを調べてみたが見つからなかった。43年5月の行司装束改正のとき、その菊綴や露紐などは軍配の房色と同一とするという決まりがあった。その翌年(つまり明治44年)に、それを変える規則なり申し合わせがあったとするのは不自然である。もしそのような変更があったなら、他の新聞記事でもそれについて言及する記事があってもおか

しくない<sup>20</sup>，ところが，それを示唆する記事は，まったく見つからないのである。

- (5) 明治44年6月17日、『都新聞』の「行司になって四十四年<十代目式守伊之助談>」

「行司にも力士と同じく，見習いから前相撲，本中，序の口，序二段それから三段目，幕下，十枚目，幕内，三役という段階がありまして，(中略)。横綱大関と同格なのは立行司で軍扇は紫房を持っております。朱房で福草履を履いているのが，三役と同様で，朱房と紅白房は幕の内，青白房は格足袋と言って力士ならば十枚目までの関取分をというのです。(後略)」

幕下格以下の房色については語っていないし，階級によって房色がどうなっているかについても語っていない。

- (6) 明治44年，杉浦善三著『相撲鑑』（昇進堂）の「相撲の話」

「行司の格式はその団扇の房色によって区別す。すなわち前，中，序の口，序の二段，三段目，幕下までは黒糸の房を使用し，足袋免許となるや同時に用いる房は青白の交ぜ房にして力士幕下十枚に相当し，(後略)」(p.34)

幕下以下は階級に関係なく，黒房になっている。明治44年当時，青房がどの程度使用されていたのかは不明である。

- (7) 大正初期の新聞では十両以上の昇進では，階級名，履物の有無，房色を記してあるが，幕下以下では階級名だけで，房色はまったく記していない。そのため，幕下以下の階級の房色はわから

ない。たとえば、次の新聞では行司の昇進について書いてあるが、房色については何も書いてない<sup>21</sup>。

- (a) 大正2年1月17日、『やまと新聞』の「行司の出世」／『東京朝日新聞』の「出世した行司」／『読売新聞』の「相撲だより—行司の出世」／『日本』の「出世行司」
- (b) 大正3年1月18日、『東京毎日新聞』の「行司の出世」
- (c) 大正7年5月14日、『報知新聞』の「行司の昇格」

大正初期の文献で「区分け」をしているものをいくつか示す。

- (1) 大正4年5月、『無名通信』の「行司の給料と呼出の修行—相撲の司吉田家の権式」(p.69)
- (2) 大正5年5月、『野球界』の「行司と呼出し」(p.54)
- (3) 大正7年1月、小泉葵南著『お相撲さん物語』(泰山堂, pp.226-7)

三木愛花著『相撲』(斯文館, 大正4年)の「行司」にも行司の房色について書いているが、幕下以下の房色については何も触れていない。

- 「(前略)その資格を分け、立行司、足袋、足袋格および無格の行司となし、立行司は力士の三役に、足袋は幕内に、足袋格は幕下十両力士に相当し、団扇の房の色もまた階級を分かち、紫、朱、朱白まじり、青、青白まじりとなし、立行司は土俵上に草履を穿くことを許さる。」(p.41)

これを見るかぎり、「青」が青白より上位の色になっている。幕下以下

の房色が「青白」になってしまう。これは、明らかに事実と反する。なぜそのような記述をしたのか、不明である。相撲の専門家である三木氏が青を青白より上位に位置付けているので、白が混ざらない青が上位に来るものと捉えたのだろうか。確かに色の順序としては青が上位だが、軍配房に関するかぎり、青白房は十両格、青は幕下以下の色である。

## 10. まとめ

行司が著した自伝、雑誌対談、幕下時代に実際に使用した房色、元力士が著した相撲の本や校閲した本などを中心に調べ、次のようなことがわかった。

- (1) 幕下以下の房色は明治43年5月以降、階級に関係なく青と赤のいずれかである。すなわち、房色は「自由選択」だった。それが現在も続いている。

本稿では、明治44年6月10日の『時事新報』記事は正しくないと解釈している。大正7年以降、「区分け」はなかったにもかかわらず、それがあたかもあったかのような記述がたくさん見られる。そのような事実があることから、明治44年6月から大正7年のあいだも「区分け」はなかったに違いないと推測している<sup>22</sup>。しかし、もし明治44年6月10日の『時事新報』記事が正しく、実際に「区分け」があったのなら、本稿の結論は間違っていることになる。その場合は、次のような補足説明を加えればよい。

- (2) 幕下以下の房色は明治43年5月以降、階級に関係なく青と赤のいずれかである。すなわち、房色は「自由選択」だった。もし明治44年6月10日の『時事新報』記事が正しく、実際に「区

け」があったなら、その「区分け」はわずかの期間だけ行われた。

明治44年6月から大正7年までのあいだ、「区分け」があったのか、「自由選択」だったのか、いずれが正しいのかを裏付ける確かな証拠はない。文献にはいずれの記述もある。しかし、その記述は行司や力士によるものではない。行司に関連する記述には事実に合致しないものが非常に多い。著者は自ら事実を確認することなく、先人の文献をそのまま活用したかもしれない。

本稿では、昭和30年から時代をさかのぼって文献を調べている。川を下流から上流へさかのぼるように、文献を適当に時代区分し調べていくという手法を取っている。その結果、次のようなことがわかった。

- (1) 昭和時代には、幕下以下の房色は「自由選択」だったと行司は語っている。
- (2) 大正10年には、幕下以下はすべて「緑」だとする文献がある。
- (3) 大正7年には、幕下以下は「黒のみ」だとする文献がある。この「黒」は「青」を含む「自由選択」を意味する。
- (4) 大正2年から大正6年までは「区分け」があったのか、「自由選択」だったのかを判断する確かな資料はない。しかし、大正7年以降、「自由選択」だったにもかかわらず、「区分け」があったとする文献がたくさんある。このことから、大正6年以前もやはり「自由選択」だったと推測する。
- (5) 明治44年6月10日の『時事新報』に、幕下は青房、三段目以降は黒房とあるが、それは事実に即しない記事である。それ以降、あたかも事実であったかのように、取り入れられている可能性がある。

- (6) 明治43年5月に行司装束改正を行い、同時に房色が決まったのに、わずか1年で幕下以下の房色を階級によって「区分け」するのは不自然である。しかも、そのことを記述してある新聞は『時事新報』だけである。その後の房色に関する文献を調べていくと、この新聞記事は間違っているかもしれない。
- (7) 明治44年6月から大正6年のあいだ、「区分け」があったとしても、それはわずかの期間だったに違いない。その当時でも「自由選択」だったとする本や雑誌がある。残念なことに、それらの文献は行司や力士以外の人物がかかわっている。
- (8) 「区分け」があったとする文献は、『時事新報』（明治44年6月10日）の記事をそのまま活用したかもしれない。事実を確認しなければ、青色とすることに不自然さはまったくないからである。色の階級を考慮すれば、青は黒より上位である。「区分け」があったとしても、違和感はまったくない。実際、昭和30年以降も「区分け」を認める文献さえある。
- (9) 昭和の文献では青房を幕下と三段目、黒房を序二段以下とする記述になっているが、それは事実と反するものである。もともと「区分け」はなかったからである。たとえあったとしても青房は幕下、黒房は三段目以下だった。いつ元の「区分け」に変更が加えられたのか、なぜ変更されたのか、不明である。

## 11. 今後の課題

昭和から大正7年までは「自由選択」だったことから、大正7年以前も「自由選択」に違いないと結論している。しかし、明治44年6月から大正7年以前は房色の使用に関し、決定的な証拠はない。今後の課題は、もちろん、この結論が正しいかどうかを検討することである。そのためには、

少なくとも次のことを検討する必要がある。

- (1) 明治43年5月には幕下以下の房色は青、赤の自由選択だったか。それとも階級によって、青が幕下、黒が三段目以下だったか。
- (2) 明治44年6月10日の『時事新報』に幕下は青房、三段目以下は黒房とあるが、それは事実と合致する記述だろうか。前年の行司装束改正から1年後に新たに決められたのだろうか。
- (3) 本稿では明治44年6月10日の『時事新報』の記事は真実を正しく記述していないと主張しているが、どうだろうか。
- (4) 幕下以下に房色が真実だったとしても、わずかのあいだだけ実施されたはずだと本稿では主張しているが、どうだろうか。
- (5) 大正7年以前には「自由選択」になっていたと主張しているが、実際はどうだろうか。その後はずっと「自由選択」だったと主張しているが、それは正しいだろうか。
- (6) 大正以降、「自由選択」だったことを裏づけるために、証拠をたくさん提示しているが、その資料は正しく提示されているだろうか。
- (7) 22代木村庄之助は昭和19年の雑誌対談では「自由選択」に同意しているが、昭和32年の自伝『行司と呼出し』では「区分け」があると語っている。それをどのように解釈すれば、よいだろうか。
- (8) 行司はほとんどすべて、「自由選択」だったと語っている。そうでない人が本や雑誌記事では「区分け」を認めていることが多い。それをどう解釈すれば、よいだろうか。
- (9) たとえ「区分け」を認めたとしても、最初は、幕下が青房、三段目以下が黒房だった。ところが、のちには、幕下と三段目が黒房、序二段以下が黒房となっている。このような「区分け」の

変更が本当にあったのだろうか。変更する理由は何だったのだろうか。

視点の置き方によって、吟味したいことがいくらかでも出てくるに違いない。どのような問題点があるかは、各自の問題意識にかかっている。視点の置き方によって、本稿の問題点もおのずから浮かび上がるはずだ。

### 参考文献

本文の中で具体的に提示しなかった参考文献だけを取り上げることにする。

- 綾川五郎次、『一味清風』，学生相撲道場設立事務所，1914（大正3年）。  
 笠置山勝一、『相撲範典』，博文館内野球界，1942（昭和17年）。  
 金指基、『相撲大事典』，現代書館，2002（平成14年）。  
 北川博愛、『相撲と武士道』，浅草国技館，1911（明治44年）。  
 木村庄之助（33代），『力士の世界』，文芸春秋，2007（平成19年）。  
 栗島狭衣、『相撲通』，実業之日本社，1913（大正2年）。  
 「国技相撲のすべて」（別冊『相撲』秋季号），ベースボール・マガジン社，1996（平成8年）。  
 式守伊之助（19代，高橋金太郎），『軍配六十年』，1961（昭和36年）。  
 鈴木要吾、『相撲史観』，人文閣，1943（昭和18年）。  
 田中四郎左衛門（編），『相撲講話』，日本青年教育會，1919（大正8年）。  
 東京角道会（編），『相撲の話』，黒耀社，1925（大正14年）。  
 鳴戸政治，『大正時代の相撲』，国民体力協会，1940（昭和15年）。  
 根間弘海，『大相撲行司の世界』，吉川弘文館，2011（平成23年）。  
 根間弘海，『大相撲立行司の名跡と総紫房』，専修大学出版局，2018（平成30年）。  
 根間弘海，『詳しくなる大相撲』，専修大学出版局，2020（令和2年）。  
 彦山光三，『土俵場規範』，生活社，1938（昭和13年）。  
 彦山光三，『相撲道綜鑑』，日本図書センター，1977（昭和52年）。  
 三木愛花，『国技角力通』，四六書院，1930（昭和5年）。

### 註

- 1 本書をまとめる段階で29代木村庄之助には幕下時代の房色について教えてもらった。現役行司・木村元基（幕内）には行司部屋にある門外不出の資料でお世話になった。また、相撲談話会の多田真行さんに原稿を読んでいただき、貴重なご意見を頂いた。

ここに、お世話になった方々に改めて、感謝の意を表したい。

- 2 大正10年頃とか昭和以降という区切りは、厳密な境界ではない。大正10年ごろから昭和4年頃までに「区分け」をした文献が見当たらないので、そのあいだどういう「区分け」があったかは不明である。いずれにしても、区分けが途中で変わっている。なお、幕下以下の軍配房に関して明確に述べている文献はいくつか、拙著『大相撲行司の房色と賞罰』(pp.99-101)でも提示されている。
- 3 現在でも行司はほとんどすべて青房を使用しているが、文献によっては「青房」を省略し、「黒房」とだけ記述してあることもある。また、たとえば29代木村庄之助著『以一貫之』(p.189)のように、「青房」とだけ記述してあることもある。
- 4 三木愛花には、のちに触れるように、『相撲』(斯文館、大正4年)があり、その中では青を青白より上位に位置付けている。しかし、幕下以下がどの房を使用するかについてはわからない。明確な記述がないからである。
- 5 行司の自伝や力士の自伝は口述筆記の場合が多く、中には筆者が補足説明を加えてあることもある。その場合、内容に変化が生ずることもある。しかし、どの箇所が補足説明なのか、見極めることがかなり難しい。
- 6 ちなみに、小泉葵南著『お相撲さん物語』(大正7年)では、序の口から三段目までが黒房、幕下格が青、(後略) (p.227)として「区分け」している。
- 7 木村玉之助を「准立行司」とし、房色は式守伊之助と同じ「紫白」だが、紫と白が半々だと述べている。式守伊之助と木村玉之助では紫と白の割合に差があったのである。
- 8 たとえば、同じ昭和16年1月発行の『春場所相撲号』の「春場所相撲観戦手引—行司」には「(格足袋以下：本稿補足) 様に素足で軍配には黒房を用いる」(p.167)とある。この「黒房」はもちろん、「青色」を含んでいる。
- 9 この行司・松男はのちの28代木村庄之助である。初土俵が昭和13年5月であることから、当時、すでに「青房」を使用していたことがわかる。行司部屋にある資料には十両格以上の房色は記されているが、幕下以下は房色が記されていない。したがって、現役行司の語っている房色は非常に貴重である。
- 10 文献によって、「青色」を「緑色」として記述することがある。一般的には、「青色」が使われている。幕内格の「朱房」も「緋房」,「紅房」,「赤房」として表されることがある。
- 11 この『体育週報』(昭和19年1月)の「鍛える豆行司対談」の中に、同じ雑誌の『大阪場所読物号』(528号)で「立行司の対談を載せた」とある。この立行司は21代木村庄之助である。幕下以下の房色について語っているかもしれないが、528号にはその記事が掲載されていない。なお、21代木村庄之助は自伝『ハッケヨイ人生』を著しているが、幕下時代の房色には何も触れていない。
- 12 これらの3名の行司は最高位の木村庄之助になっているので、相撲関連の雑誌などにもよく登場している。幕下時代の房色についてどこかで語っているかもしれない。

- もし三段目以下だったとき、房色が青だったなら、『時事新報』（明治44年6月10日）の記事は事実を正しく伝えていないことがはっきりする。そうなると、それ以降「区分け」を記述した多くの文献はすべて「孫引き」のミスと犯していたことになる。
- 13 私は行司に関することでわからないことがあったときは、29代木村庄之助に直接電話し、教えてもらっている。今回は、体調を崩しているのを奥様から聞いていたので、あえて手紙で尋ねることにした。私は日ごろから「親方」と呼んでいるので、本稿でも「親方」としている。
- 14 「あとがき」から筆記者は小島貞二氏であることがわかる。小島氏は相撲に精通しており、文献に行司と房色の関係にも、もちろん、精通していた。知識がありすぎて、22代木村庄之助が語ったことに少し説明を加えたかもしれない。もし、この推測が間違っていたなら、22代木村庄之助はときどき事実と違うことを語ったことになる。行司が房の色で間違ふことなどありえないのではないか。
- 15 これと同じようなケースが軍配の握り方にも見られる。22代木村庄之助は軍配の握り方に二通りを認めないにもかかわらず、『行司と呼出し』では木村流と式守流を認めている。弟弟子の30代木村庄之助も二通りの握り方を兄弟子の22代庄之助が認めているのは、絶対あり得ないと語っていた。これに関しては、拙著『大相撲行司の伝統と変化』の第1章「軍配の握り方」でも詳しく扱っている。
- 16 私ももちろん、これまで書いてきたことすべてを確認してきたわけではない。調べたいことが書いてある文献などを読み、それを参考にしたことがしばしばあった。また、ときには資料を間違って解釈していたり、間違って記憶していたこともある。その結果、事実と反する記述をしたこともある。本稿でも、思わぬ過ちをしていないとも限らない。そういう間違いがあとでわかれば、素直にお詫びをし、修正していきたい。
- 17 青房や黒房が階級によって使い分けが決まっていたなら、これはまったく問題にならない。しかし、青房と黒房が階級によらず、自由に選択してよかったならば、青房がいつ頃よく使われるようになったかは検討しなければならない。最初は「区分け」があったが、のちに「自由選択」になったのなら、まずいつそれが始まったかを見なければならぬ。その後で、青房がいつでも圧倒的に優勢になったかを調べることになる。
- 18 『夏場所相撲号』（大正10年5月）の式守与太夫・他筆「行司さん物語」は「自由選択」であり、その頃には「区分け」はなかったに違いない。本稿ではそうか解釈している。
- 19 本稿では幕下の房色が「区分け」にされたのはこの新聞記事に端を発しているとしているが、これは必ずしも確かな年月ではない。実は、前年の行司装束改正時（つまり43年5月）に始まっており、たまたま44年の記事の中に記述されているのかもしれない。少なくとも明治43年5月の行司装束改正時の新聞記事には、幕下以下の房が階級によって「区分け」されていない。

- 20 当時の新聞では相撲に関することや行司の昇進などをよく取り上げている。『時事新報』だけが幕下以下の房色に言及しているのも奇異である。
- 21 当時の新聞をすべて調べたわけではないので、見落としの可能性もある。幕下以下行司の房色があれば、当時の房色が「区分け」だったのか「自由選択」だったのか、間違いなく判断できるはずだ。
- 22 繰り返しになるが、大正7年以前の房色の使用に関しては、「区分け」だったのか、「自由選択」だったのか、実は、確かな裏付けがない。大正7年以降、「自由選択」だったことから、それ以前も「自由選択」だったに違いないと推測している。これが間違った推測かどうかは、今後の研究に俟たなければならない。